

東京グローバル・パスポート 募集要項
(令和8年度(2026年度) 短期コース(夏留学)及び中長期コース)

この募集要項は、東京都(以下「都」という。)が実施する大学生等向け海外留学支援制度である「東京グローバル・パスポート」(以下「本制度」という。)について、2026年度の短期コース(夏留学)及び中長期コースの派遣留学生の募集に関する要件や応募方法、支援内容等を定めたものです。

1 趣旨

都では、より多くの大学生等が海外留学の最初の一步を踏み出すきっかけ作りをサポートすることを目的に、海外留学の費用の支援等を行う都独自の海外留学支援制度を創設しました。将来のグローバル人材として、主体性を持ち、挑戦意欲にあふれる大学生等を積極的に支援します。

2 本制度の概要

本制度は、国内の大学等(学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校のうち高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年生以上で専攻科を含む。)、高等学校(専攻科)、中等教育学校(後期課程の専攻科)、特別支援学校(高等部の専攻科)及び専修学校(専門課程)))に在籍する者(以下「大学生等」という。)に対し、派遣留学生を受け入れる諸外国・地域の教育機関等(以下「受入機関」という。)への海外留学に必要な費用の一部を支援します。

また、留学後は、海外での活動内容や成果を同世代に対して発表する等、本制度の周知及び海外留学の意義・効果等の普及啓発活動(アンバサダー活動)に協力していただきます。

なお、本募集要項において、「派遣留学生」とは、本制度により都から支援の決定を受けて海外留学を行う大学生等をいいます。

3 求める人物像

本制度では、次に掲げる3つの視点を持つ人物を派遣留学生として支援します。

将来のグローバル人材として、自ら考え行動する主体性を持ち、
未知の領域へ果敢に挑戦する意欲にあふれる学生

視点① グローバル人材として活躍したいという意欲

海外留学の経験を通じ、以下に掲げる素養を身に付け、グローバル人材として、将来世界の人々との関わりの中で活躍したいという意欲を有する人材

- ・自分が将来希望する分野や方法で、世界に羽ばたいていきたいという明確な目的意識
- ・目標の実現に向け、今何をすべきかを自ら考え、計画し、実行する主体性

- ・言語や文化の壁を乗り越え、人間関係を構築する力
- ・世界の人々との交流を通じ、より多くのことを学ぼうとする意欲
- ・好奇心や探求心を有し、慣れない環境にも臆せず一步を踏み出していく積極性

視点② 社会への貢献意欲

本制度で得た知見を自身のみで完結するのではなく、東京ひいては日本に還元したいという意思を持つ人材

視点③ 後進へのサポート

帰国後、本制度における諸活動（アンバサダー活動等）への参画を通じ、これから留学をしたいと考える後進へのサポートに積極的に取り組む人材

4 募集コース、留学期間、支援予定人数

募集コース、留学期間及び支援予定人数は以下のとおりです。

コース	留学期間	支援予定人数
短期コース（夏留学）	28 日以上 4 か月未満	250 人
中長期コース	4 か月以上 1 年以内	100 人

5 支援の内容

（１）支援金の支給

本制度における海外留学の費用の支援は、以下のとおりコースごとに定める支援内容に基づき支援金を支給します。

支援金の支給額は、原則として応募時の留学計画において第 1 希望の受入機関が所在する国・地域（以下「留学先国・地域」という。）及び留学期間に応じて算定された金額を上限とします。

なお、応募時の留学計画に変更があった場合、支給額の増額は行いませんが、減額は行います。その際には超過した支給額について返納いただきます。

ア 支給額（短期コース（夏留学））

支援内容	留学先国・地域	支給額
支援金 (定額)	アメリカ	900,000 円
	カナダ、シンガポール、欧州、中近東 ※以下の国を除く アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	700,000 円

	アジア（シンガポールを除く。）、大洋州、中南米、 アフリカ及び上記除外国	400,000 円
--	---	-----------

- ・留学計画の実行に係る支援として、定額を一括支給します。
- ・留学期間のうちに留学先国・地域が複数にまたがる場合は、より留学日数の多い留学先国・地域の支援金を支給します。留学日数が同じである場合は、より金額が高い方の留学先国・地域の支援金を支給します。
- ・原則、渡航前に支給します。

イ 支給額（中長期コース）

支援内容	留学先国・地域	支給額
渡航費等 準備金 (定額)	アジア地域	210,000 円
	その他の地域	350,000 円
授業料 (上限あり 実費)	アメリカ	1,000,000 円
	カナダ、シンガポール、欧州、中近東 ※以下の国を除く アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	800,000 円
	アジア(シンガポールを除く。)、大洋州、中南米、 アフリカ及び上記除外国	500,000 円
現地活動費 (月額定額)	アメリカ、カナダ、シンガポール、欧州、中近東 ※授業料と同じ除外国を除く	150,000 円
	アジア(シンガポールを除く。)、大洋州、中南米、 アフリカ及び上記除外国	100,000 円

(ア) 渡航費等準備金

- ・航空券の購入や事前・事後研修への参加のほか、ビザ（査証）取得、予防接種及び海外旅行保険等の留学準備に係る支援として、定額を支給します。
- ・原則、渡航前に支給します。
- ・留学先国・地域が複数あり、「アジア地域」と「その他の地域」のいずれも該当する場合は、「その他の地域」の金額を支給します。

(イ)授業料

- ・留学先国・地域の受入機関（大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関に限る。）において講義の受講や探求活動等の実施に当たり、当該受入機関に支払う必要のある費用を対象とし、実費額（上限あり）を支給します。
- ・都が請求書及び支払証明書等の内容を確認し、授業料として認めたものについてのみ支援の対象とします。
- ・受入機関への支払いが終わった後に支給します。
- ・大学生等の在籍する大学等（以下「在籍大学等」という。）と受入機関の間で締結された学生交流に関する協定等により、受入機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合、授業料は支援対象外です。

(ウ)現地活動費

- ・滞在費、食費、交通費及び通信費等、留学計画の実行にかかる現地活動の支援として、定額を支給します。
- ・留学期間中は、派遣留学生の受入機関における在籍状況等の確認（以下「在籍確認」という。）を毎月、月初めに実施し、確認できた場合に支給します。
- ・留学日数が15日未満になる月がある場合、当該月の現地活動費を支給しません。なお、留学日数に渡航日・帰国日は含みません。
- ・留学先国・地域が複数にまたがる月がある場合は、当該月のうち、より留学日数の多い留学先国・地域の月額を支給します。留学日数が同じである場合、より金額が高い方の留学先国・地域の月額を支給します。

6 派遣留学生の要件

次に掲げる要件を全て満たす者を支援の対象とします。応募時点で以下の要件を満たすかどうかを確認した上で応募してください（別途、時点を指定している場合を除く。）。

要件	応募時の提出書類
(1) 応募時及び留学期間中にわたり、日本国籍を有する者	・旅券（パスポート）の写し ※（3）の提出書類として学生本人の戸籍抄本を提出する場合は提出不要です。 ※旅券（パスポート）を持っていない場合は、学生本人の戸籍抄本を提出してください。
(2) 応募時及び留学期間中にわたり、国内の大学等において卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する者	

要件	応募時の提出書類
※応募時にいずれの大学等にも在籍していない場合、応募することはできません。また、留学期間中は大学等に在籍している必要があります。	
(3) 応募時において、生計維持者（原則として父又は母）が引き続き1年以上都内に住所を有している者 ※学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。 ※父母がいない場合は、代わって生計を維持している主な人が生計維持者となります。	例：父母両方又はいずれかが引き続き1年以上都内に住所を有している場合 ・生計維持者の住民票（写し） ・（住民票上で学生と生計維持者の関係性が確認できない場合のみ）学生本人の戸籍抄本 <u>※生計維持者が父母以外（本人又は親族等）である場合は、生計維持者申告書（別紙1）等の書類を追加で提出していただくことがあります。提出書類の詳細についてはFAQをご参照ください。</u>
(4) 2026年4月1日時点の年齢が30歳以下である者 ※(1)の提出書類にて確認します。	
(5) 在籍大学等が派遣を許可し、受入機関が受入れを許可する者	・推薦状 ※在籍大学等の教員あるいは職員に、留学計画について十分に説明した上で、推薦状（別紙2）に署名を貰い、提出してください。 ※派遣留学生の採用決定後に、受入機関が発行する、受入れを許可する旨の書類を提出していただきます。
(6) 在籍大学等におけるGPAが2.5以上の者 ※別添「GPA計算書」をもとに、4.0満点の値に算出し直して、応募フォーム上（※9 応募方法（1）を参照）に入力してください。	・最新の成績証明書（入学から応募時点までの成績が分かるもの） ※新大学1年生等で入学以降の成績が未確定の場合は、高校3年間の成績証明書を提出してください。
(7) 高校3年間の評定平均値が3.5以上の者（新大学1年生等のみ）	・高校3年間の成績証明書

要件	応募時の提出書類
※高校３年間の評定平均値を算出し、応募フォーム上（※９ 応募方法（１）を参照）に入力してください。	
（８）一定程度の語学力を有する者 ※推奨する語学力はヨーロッパ言語共通参照枠（ＣＥＦＲ）Ｂ１以上です。	① 語学能力試験の公式スコアレポート等 ② 語学能力試験の公式スコアレポート等を有していない場合又は語学能力試験が実施されていない言語の場合は、在籍大学等の教員が作成した語学能力証明書（別紙３） ※①又は②のいずれかの提出が必須です。 ※取得時期は問いません。 ※語学能力証明書の作成は、証明する言語科目の担当教員又は母語話者の教員が行ってください。
（９）留学終了後、在籍大学等で学業を継続する意欲のある者、卒業しようとする又は学位を取得しようとする者	
（１０）本制度で実施する事前研修及び事後研修に参加できる者並びに本制度の周知及び海外留学の意義・効果等の普及啓発活動（アンバサダー活動）に協力できる者	
（１１）本制度による支援のほかに、国、地方公共団体、民間その他の団体が行う海外留学支援制度における金銭給付を受けていない者 ※他の海外留学支援制度との併給はできません（在籍大学等の奨学金を含む。）。	
（１２）留学に必要なビザ（査証）を確実に取得し得る者、又はビザ免除プログラム等を確実に利用し得る者	

7 留学計画の要件

次に掲げる要件を全て満たす留学計画を支援の対象とします。

（１）留学先国・地域における留学開始日が以下のとおりである計画

ア 短期コース：2026年7月20日（月・祝）から2026年12月31日（木）まで

イ 中長期コース：2026年7月20日（月・祝）から2027年3月31日（水）まで

※「留学開始日」とは、最初の受入機関で活動を開始する日です。渡航日ではありません。

(2) 留学先国・地域における留学期間が以下のとおりである計画

ア 短期コース : 28 日以上 4 か月未満

イ 中長期コース : 4 か月以上 1 年以内

※「留学期間」とは、留学開始日から最後の受入機関における活動を終了する日までの期間を指します。渡航及び帰国に係る期間は含みません。

※短期コースについては、2027 年 3 月 31 日（水）までに帰国できる計画が対象です。

(3) 受入機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画

ア 受入機関は原則として、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関とします。

ただし、探求活動の受入機関については、大学、大学院、短期大学に相当する高等教育機関における活動と組み合わせることを条件に、以下の要件を全て満たす法人・団体等の機関も対象とします。

(ア) 教育上有益な探求活動の実施が可能であること。

(イ) 受入許可書の発行が可能であること。

(ウ) 在籍確認が可能であること。

(エ) 緊急時の連絡体制が整っていること。

なお、個人による受入れは認められません。

イ 受入機関が複数ある場合、原則として留学開始前までに全ての受入機関から受入許可を得る必要があります。

ウ 受入機関がなく、在籍確認を行うことができない計画は支援の対象外です。

(4) 在籍大学等が教育上有益と認める計画

ア 推薦状の提出によって確認します。

イ 語学学習（語学の習得を目的とする活動）のみを行う計画は、支援の対象外です。

(5) 留学目的・目標に沿った探求活動が含まれている計画

ア 探求活動とは、インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースドラーニング、実験、実習、講義への参加等、留学目的・目標の達成のために主体的に取り組む活動を指します。ただし、語学習得を目的としたものは除きます。

なお、有償インターンシップなど、いかなる理由を問わず、報酬や活動に必要な費用（食費・宿泊費等）の補助などの金銭給付を受ける活動は、計画に組み込むことができません。

イ 探求活動の内容とその充実度は意欲や主体性の裏付けとして留学計画の重要な構成要素であり、審査の際に重要視します。

ウ 大学の留学プログラム等に参加する場合でも留学目的・目標に沿った探求活動が含まれていれば対象としますが、本人自ら創意工夫し、探求活動を計画に組み込んだことが認められる留学計画をより高く評価します。

エ 探求活動が留学目的・目標にどのように結びついているのかを留学計画書にて説明してください。記載がない場合は探求活動とはみなしません。

(6) 受入機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

8 在籍大学等の要件

派遣留学生の在籍大学等は次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

(1) 留学中の派遣留学生の活動状況を適切に管理する体制を有すること。

(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備する必要があります。

(3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

9 応募方法

本募集要項及び「応募マニュアル」(2025年11月頃ホームページにて公開予定)を熟読の上、応募してください。

応募は、応募システムにより大学生等が留学計画その他必要な書類を在籍大学等へ提出し、在籍大学等がその書類の確認を行った上で事務局に提出することで完了します。そのため、応募を希望する学生は、必ず在籍大学等と相談の上、応募してください。在籍大学等の確認を受けずに応募することはできません。

応募にあたっては、在籍大学等(又は入学予定の大学等)の担当部署の指示に従ってください。

(1) 応募フォーム

応募フォームについては、2025年11月頃にホームページにてお知らせします。応募方法の詳細は「応募マニュアル」を確認してください。

(2) スケジュール

応募の開始は、(1)のホームページにてお知らせします(新大学1年生等以外は2025年12月予定、新大学1年生等は2026年4月予定)。スケジュールの詳細は、以下の表を確認してください。

		新大学１年生以外	2026 年度 新大学１年生等 (※１)
応募開始時期		2025 年 12 月 予定	2026 年 4 月 予定
在籍大学等から都への 学校アカウント申請期限		2026 年 2 月中旬 予定	4 月中旬 予定
応募期限		2 月 27 日（金）17 時	4 月 22 日（水）17 時
書面審査結果の通知 (中長期コースのみ)		4 月下旬 予定	5 月下旬 予定
面接審査 (中長期コースのみ)		5 月中旬 予定 (都が指定する 1 日)	6 月上旬 予定 (都が指定する 1 日)
採否結果 の通知	短期コース	6 月上旬 予定	
	中長期コース	6 月下旬 予定	
派遣留学生の手続		採用決定後に詳細を通知します。	
壮行会 (原則参加)		7 月頃に東京で実施予定	
事前研修 (※２) (参加必須)		7 月 18 日（土）、8 月 1 日（土）に東京で実施予定 都が指定するいずれか 1 日に参加してください。	
留学 開始日	短期コース	2026 年 7 月 20 日（月・祝）～ 2026 年 12 月 31 日（木）まで	
	中長期コース	2026 年 7 月 20 日（月・祝）～ 2027 年 3 月 31 日（水）まで	
留学報告書 (提出必須)		留学終了後から 1 か月以内	
事後研修 (参加必須)		都が指定する日に参加してください。 東京で実施予定	
成果報告会 (原則参加)		都が指定する日に参加してください。 東京で実施予定	

※１ 「2026 年度 新大学１年生等」は、2026 年 4 月に大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）へ第 1 学年として進学する者が対象となります。高等専門学校、高等学校（専攻科）、中等教育学校（後期課程の専攻科）、特別支援学校（高等部の専攻科）に在籍する学生等は、「新大学１年生等」の対象ではありません。「新大学１年生等以外」のスケジュールで応募してください。

※2 詳細は決定次第、派遣留学生に通知します。また、派遣留学生の留学開始時期の状況により一部の日程を変更する場合があります。その場合は決定次第、通知します。

(3) 応募書類の内容

応募する留学計画書のうち、(設問4)「受入機関及び留学先国・地域」に記載する受入機関と、(設問2)「留学計画の概要」及び(設問5)「留学目的・目標と活動計画について」に記載する活動内容は、在籍大学等に教育上有益と認められる必要がありますので、在籍大学等の指導教員や担当部署等に相談の上、作成してください。

ア 応募者基本情報等 (オンライン入力)

＜主な記載内容＞

- ・申請コース
- ・氏名、国籍、性別、生年月日
- ・在籍大学等
- ・生計維持者の情報
- ・GPA (指定する換算表で算出) 又は高校3年間の評定平均値 (新大学1年生等のみ)
- ・語学能力試験のスコア又は語学能力証明書

イ 留学計画書 (オンライン入力)

留学計画を記載するにあたっては、留学の「目的」、「目標」、「活動」について、以下の観点を参考にしてください。

目的：留学経験により、将来どのような自分になりたいか
目標：将来像に近づくために、留学で何を達成したいか
活動：目標達成のために実施する具体的な活動

(設問1) 留学計画のタイトル (50字程度)

(設問2) 留学計画の概要 (500字以内)

※**留学目的・目標と活動**について、概要を簡潔に記載してください。

※探求活動が留学目的・目標にどのように結びついているのかを説明してください。

記載がない場合は探求活動とはみなしません。

(設問3) 留学期間

※渡航日・帰国日ではなく受入機関で活動を開始・終了する日を入力してください。

(設問4) 受入機関及び留学先国・地域

※全ての受入機関は、設問2で示す活動 (又は同一の活動の組合せ) を実施することができ、同等の質の成果を得られる受入先である必要があります。

※受入機関は、原則として第2希望までの入力を必須、第3希望から第5希望は任意とします。

※採用決定後、留学計画書の記載と異なる受入機関への変更を希望する場合、変更内容の審査に時間を要するので、希望する受入機関が複数ある場合は、可能な限り記載することを推奨します。ただし、受入許可の見込みがある受入機関のみ記載してください。また、第5希望までのいずれの受入先となっても、予定する全ての活動を実行でき、留学計画が成立することが必要です。

※全ての受入機関について審査します。

(設問5) 留学目的・目標と活動計画について

- (1) 求める人物像を踏まえて、留学を通じてどういった自分になりたい(目的)が記載してください。(300字以内)
- (2) 今回の留学でどういったことに挑戦(活動)し、何を達成したいか具体的な目標を記載してください。また、計画に当たって工夫したところがあれば記載してください。(700字以内)

(設問6) 社会への貢献について (500字以内)

留学で身に付けた能力・経験や期待できる成果をどのように活用し社会に還元したいか記載してください。

(設問7) 後進へのサポートについて (500字以内)

若者の海外留学の機運醸成に向けて、あなたが必要だと思う取組と、その取組の実現のために、あなたが貢献できることを記載してください。

(設問8) 異文化交流等に関する取組

- (1) 過去に、国籍に関係なく、多様な価値観や文化を持つ人々が集まる困難な環境において、主体的に取り組んだことを記載してください。また、そこから何を学び、その経験をどのように活かしてきたか記載してください。(700字以内)
- (2) これから留学することを踏まえ、異なる言語や文化を持つ人々と関わる際に、大切だと思うことについて自身の考えを記載してください。(300字以内)

(設問9) 自己アピールポイント(様式任意、A4サイズ1枚まで)【任意】

あなたの留学に対する動機や熱意、関心の高さ等が分かる具体的なエピソードや、留学計画の実行可能性を補強する実績(大会コンテスト等への出場歴や社会活動など)を自由に表現してください。提出は任意としますが、審査における加点要素のため提出を推奨します。

ウ 提出書類(PDF形式のデータ提出)

「6 派遣留学生の要件」に記載の提出書類及び9(3)イ(設問9)自己アピールポイントの様式は、スキャン等を行い、PDF形式のデータにて提出してください。

エ 応募書類に関する注意点

(ア) 応募書類は日本語で作成してください。

(イ) 応募書類に不足や記入漏れ等の不備がある際は、審査の対象とならない場合があります。

(ウ) 応募書類提出後も応募期限内であれば訂正・差替えは可能です。ただし、応募期限を過ぎた後の訂正・差替えは一切認められません。

10 選考、審査

(1) 審査の流れ

ア 短期コース



イ 中長期コース



(2) 審査の視点

以下の視点をもとに審査を行います。

(設問5) 留学目的・目標と活動計画について

- ・将来のグローバル人材として、自身が目指す未来像を具体的に描けているか
- ・未来像は事業の「求める人物像」視点①で示す人材像に合致しているか
- ・達成目標と活動計画は、自身の未来像に即した新たな挑戦となっているか
- ・目標の達成に向け、自ら主体的に考えた留学計画となっているか
- ・目標の達成のための課題を捉え、必要な解決策について工夫がなされているか
- ・達成目標と活動計画が実行可能な内容となっているか

(設問6) 社会への貢献について

- ・留学で身に付けたい能力や経験のイメージを具体的に描けているか
- ・留学で身に付けた能力や経験を用いて、東京ひいては日本の発展に寄与する意欲があるか
- ・留学で得た成果をどのように活用し社会に還元するか、具体的な考えや計画があるか

(設問7) 後進へのサポートについて

- ・アンバサダー活動の趣旨に共感し、若者の海外留学の機運醸成に積極的に貢献しようとする意欲があるか
- ・機運醸成に向けた取組が具体的でよく練られているか

(設問8) 異文化交流等に関する取組

- ・異なる価値観や考えを持つ人々との関わりの中で、相手の意見や気持ちを尊重しながら、自分の考えや気持ちを適切に伝え、相互理解を築いた経験があるか。また、海外で同様の場面に遭遇した際に同じように行動することが期待できるか

- ・異なる価値観や考えを持つ人々との関わりの中で、意見の対立等の困難に直面しても、合意や解決を目指して周囲に働きかけるなど、積極的に行動した経験があるか。また、海外で同様の場面に遭遇した際に同じように行動することが期待できるか
- ・言語や文化の違いを理解し、壁を乗り越えて多様な人々と人間関係を構築したことがあるか。また、過去にそういった経験がない場合でも、海外で同様の場面に遭遇した際に同じように行動することが期待できるか
- ・普段と異なる慣れない環境下においても、様々なことに興味関心を持ち、自ら進んで学びを深める意欲があるか

(設問9) 自己アピールポイント

- ・留学する動機や熱意の大きさ
- ・留学先で挑戦することへの関心の高さ
- ・目標達成のために取り組んでいること
- ・留学計画の実行可能性を補強する実績があるか

(3) 選考、審査及び採否結果に係る注意事項

- ア 審査結果は、応募者へ通知します。
- イ 面接審査は、書面審査の合格者を対象に実施します。面接審査の日時については、書面審査結果の通知時にお知らせします。指定された日時に受験してください。
- ウ 面接審査は対面形式にて実施する予定です。会場は東京都内とし、交通費は自己負担となります。
- エ 選考、審査に関する問合せ及び採否結果の理由については一切お答えできませんのでご了承ください。

11 受験上の配慮について

身体等に障害があり、面接審査に際して配慮が必要な場合は、障害の種類や程度に応じた対応を行いますので、事前に事務局までご相談ください。

12 派遣留学生の義務及び採用決定後の手続等

(1) 交付申請書類・誓約書等の提出

派遣留学生は、採用決定後の案内に従って書類を提出してください。

(2) 壮行会への参加（原則参加）

派遣留学生を激励するとともに、派遣留学生同士の交流を深めるため、留学開始前に壮行会を実施します。

壮行会には、既に留学を開始しているなど、特別な理由がない限り参加していただきます。詳細は採用決定後にご案内します。

(3) 事前研修への参加（必須）

派遣留学生は、留学開始前に事前研修へ参加する必要があります。詳細は採用決定後にご案内します。

(4) 留学報告書の提出（必須）

派遣留学生は、留学終了後1か月以内に、留学の成果をまとめた留学報告書を提出する必要があります。詳細は採用決定後にご案内します。

(5) 事後研修への参加（必須）

派遣留学生は、留学終了後に事後研修に参加する必要があります。詳細は採用決定後にご案内します。

(6) 成果報告会への参加（原則参加）

派遣留学生の留学成果を広く共有することで、大学生等全体の留学機運を高めるために、留学終了後に成果報告会を実施します。

成果報告会には、特別な理由がない限り参加していただきます。詳細は採用決定後にご案内します。

(7) 広報等への協力

派遣留学生は、留学終了後、留学の成果をまとめたレポートを都のホームページに掲載するなど、都が行う広報にできる限り協力してください。

また、派遣留学生のネットワークにおける留学機運醸成のための活動にも積極的に参加してください。

(8) 誓約書の遵守

派遣留学生は、誓約書に記載された事項を将来にわたって遵守してください。

13 応募の撤回

応募から派遣留学生の採用決定までに、応募を撤回する場合には、速やかに応募撤回届（別紙4）を提出してください。

14 留学計画の変更

採用決定後、留学時期や受入機関等の変更により、留学計画の内容や支援金の支給月数が変わることが明らかになった場合は、速やかに留学計画の変更申請を行う必要があります。第5希望以内の受入機関への変更であっても、変更申請が必要です。

なお、留学目的・目標そのものを変更することはできません。

また、留学計画の変更内容について審査を行います。審査の結果、変更が承認されない場合や、支援金の支給を終了する場合があります。そのため、事前に留学計画の内容を十分に検討した上で応募してください。

なお、変更申請を行わずに留学した場合には支援金の支給を終了し、それまでに支給した分の支援金の返納を求めることがあります。

また、帰国後の留学計画の変更申請は認めません。

15 採用の取消し

都は、派遣留学生が以下に掲げる事項のいずれかに該当すると認められた場合、派遣留学生としての採用を取り消し、既に支給している支援金の一部もしくは全部の返納を求めることがあります。

(1) 「6 派遣留学生の要件」「8 在籍大学等の要件」のいずれかを満たさなくなった場合

(2) 留学計画に大幅な変更が生じた場合

※ただし、審査により採用時の留学計画と同等の質を担保していると判断できる場合はこの限りではありません。

(3) 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は受入機関若しくは在籍大学等で懲戒処分を受けた場合

(4) 派遣留学生の本制度にかかる各種申請書類の内容に虚偽があることが認められた場合

(5) やむを得ない事情（病気や災害など）を除き、正当な理由なく事前研修又は事後研修を欠席した場合

(6) 誓約書の誓約事項に反した場合

(7) その他、派遣留学生としての責務を怠り、派遣留学生として適当でないと認められた場合

16 その他留意事項等

派遣留学生は、海外留学に当たって留学先国・地域の安全情報に十分注意し、万全な安全対策を図ったうえで、随時状況確認ができるよう、在籍大学等や受入機関との連絡を密にするようにしてください。

留学先国・地域の状況により安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

なお、留学中のトラブル・事故等において、都は一切の責任を負いません。

(1) 外務省海外安全ホームページで発表されている危険情報レベル及び感染症危険情報レベル、日本からの留学の受入体制などを確認してください。

(外務省ホームページ

「海外へ渡航される皆様へ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>)

(2) 安全情報の収集手段として、外務省領事サービスセンター（海外安全相談班）の情報提供サービス等を活用してください。

外務省領事局 領事サービスセンター

〒100-8919 東京千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

URL：http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

- (3) 海外に3か月以上滞在する場合は、渡航後は、滞在先を管轄する日本大使館や総領事館（在外公館）に在留届を必ず提出してください。
- (4) 在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので、登録をするようにしてください。
- (5) 在籍大学等が定める安全管理の方針に従うとともに、在籍大学等が指定する海外旅行保険へ加入する等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

17 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等、在外公館、行政機関等の関係機関に対し必要に応じて共有する場合がありますが、その他の目的には利用しません。

18 在籍大学等からの照会先

東京グローバル・パスポート事務局

【問合せフォーム】 <https://dgd2y.share.hsforms.com/2Dv00Y2PvRJJu79Xq216-39Q>

【対応時間】 平日 10:00～17:45（12月29日から1月3日までの年末・年始を除く。）

※応募を希望する学生は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。



東京グローバル・パスポート
生計維持者申告書

東京都知事 殿

在籍大学等	
氏名	

私は「東京グローバル・パスポート」の支援金の応募にあたり、下記のとおり申告します。

記

1 父母を生計維持者にできない場合

私は以下の者が生計維持者であることを申告します。

生計維持者氏名 (自署)	
学生から見た続柄	
上記の者を生計維持者とする理由	
学生氏名 (自署)	

父母に関する事実関係 が確認できる証明書	選択してください
-------------------------	----------

2 学生自身を生計維持者とする場合

私は自分の学費・生活費を全て負担しており、父母・兄弟・親族等の誰からも経済的支援を受けていないため、自身を生計維持者として申告します。

学生自身を 生計維持者とする理由	
---------------------	--

東京都知事 殿

東京グローバル・パスポート 推薦状

応募者 在籍大学等・氏名	
-----------------	--

応募者と面談を行い、下記事項の全てに該当することが確認できたため、「東京グローバル・パスポート」の採用を受ける者として適当と認め、推薦します。

記

- ☐ 応募者の留学計画は、教育上有益な学修活動である。【計画全体と設問 2 及び設問 4 を確認】

< 視点 >

- ・ 留学計画について本人から説明を十分に受け、活動内容を確認した
- ・ 留学計画の内容が具体的かつ実行可能な計画である
- ・ 希望する全ての受入機関は、設問 2・4 で示す活動（又は同一の活動の組合せ）を実施することができ、同等の質の学修成果を得られる受入先である

- ☐ グローバル人材として活躍したいという意欲がある。【設問 5 を確認】

< 視点 >

- ・ 明確な目的意識を持ち、目標の実現のため主体的に作成した留学計画となっている
- ・ 世界の人々との交流を通じ、より多くのことを学ぼうとする意欲が見られる

- ☐ 社会への貢献意欲が高く、留学で得た知見を、東京ひいては日本に還元したいという意思を持つ。【設問 6 を確認】

< 視点 >

- ・ 留学で身に付けたい能力や経験のイメージが具体的で、社会に還元するための考えや計画がある

- ☐ これから留学をしたいと考える後進へのサポートに、積極的に取り組む意欲がある。【設問 7 を確認】

＜視点＞

- ・海外留学の機運醸成に向けた取組が具体的でよく練られている

- ☐ 留学生としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自立性を有する。【設問 8 を確認】

＜視点＞

- ・心身ともに良好で、慣れない外国環境にも適応し学修することが期待できる
- ・面談での態度は礼儀正しく、受け答えも的確である

- ☐ 日頃の学修態度が良好で、留学成果を上げることが期待できる。

＜視点＞

- ・学修意欲と留学への熱意が高く、留学目標の達成に積極的である

（応募者との面談日：令和 年 月 日）

令和 年 月 日

所 属 機 関 名

推 薦 者 職 名

推 薦 者 氏 名

（ 自 署 ）

東京都知事 殿

東京グローバル・パスポート 語学能力証明書

応募者の語学能力について、下記のとおり証明します。

応募者 在籍大学等・氏名	
証明する言語(※)	

※英語又は応募者が留学先で使用する言語をご記入ください。

1. 応募者の語学能力について、該当するものをひとつ選択してください。

チェック欄	CEFR	応募者の語学能力
☐	C2	聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。
☐	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長い文章を理解して、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細な文章を作ることができる。
☐	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について明確で詳細な文章を作ることができる。
☐	B1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。
☐	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。
☐	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。

(CEFR 記載内容項目出典) ブリティッシュ・カウンシル

2. 応募者の総合的な語学能力に係る所見 (必須)

※参照した語学能力試験のスコア等がある場合はご記入ください。

--

令和 年 月 日

語学能力証明者(証明する言語科目の担当教員又は母語話者の教員)

所 属 機 関 名	
証 明 者 職 名	
応募者との関係	
証 明 者 氏 名 (自 署)	

東京グローバル・パスポート
応募撤回届

東京都知事 殿

受験番号	
在籍大学等	
氏名	

標記について、下記のとおり届け出ます。

記

辞退の理由	選択してください
辞退の理由 (詳細) ※辞退に至った経緯について 差し支えない範囲で具体的に 記載してください。	

GPA 算出方法説明書

※大学等の評価評号が「GPA計算書」の段階評価にあてはまらない場合のみご記入ください。

1 在籍大学等の成績証明書の評価方法

--

2 いずれかの段階評価にあてはめる根拠とその説明

--